

公益財団法人ヘルスサイエンスセンター島根 役員等の報酬並びに費用に関する規程

(目的)

- 第1条 この規程は、公益財団法人ヘルスサイエンスセンター島根（以下「この法人」という。）定款第15条及び第30条の規定に基づき、役員等の報酬並びに費用に関し、必要な事項を定めることを目的とする。
- 2 役員等とは、理事、監事及び評議員をいう。

(用語の定義等)

- 第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。
- (1) 報酬とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号に定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わず、次号の費用とは明確に区別されるものをいう。
- (2) 費用とは、職務遂行に伴い発生する通信費、旅費交通費（宿泊費を含む。）及び手数料等の経費をいう。

(報酬の支給及び額)

- 第3条 この法人は、役員等に対し、その職務遂行の対価として報酬を支給する。
- 2 役員等の退職手当は、これを支給しない。
- 3 常勤の理事の報酬（賞与を含む）は、年額530万円の範囲内で、理事会の承認を得て理事長が決定する。
- 4 非常勤の役員等の報酬は、理事会、評議員会等へ出席した場合、1日あたり1万1千円とする。

(報酬の支給日及び支払方法)

- 第4条 常勤の理事の報酬の支給日及び支払方法は、別に定める正職員給与規則に準ずるものとする。
- 2 非常勤の役員等の報酬は、会議等へ出席した際に、その都度、現金にて支払うか、振り込みにより支払うものとする。

(費用)

- 第5条 役員等がその職務遂行にあたって負担した費用については、本人の請求に基づいて支払うものとする。
- 2 非常勤の役員等が、理事会又は評議員会等に参加する場合の旅費交通費については、別に定める旅費規程により支払うものとする
- 3 常勤の理事には、通勤に要する費用として通勤手当を支給するものとし、その算出基準は、正職員給与規則に準ずるものとする。

(公表)

- 第6条 この規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改正)

- 第7条 この規程の改正は、評議員会の決議により行うものとする。

(委任)

第8条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附 則

この規程は、公益財団法人の設立の登記の日（平成24年4月1日）から施行する。
この規程は、令和6年6月20日評議員会にて承認、令和6年7月1日から施行する。